

整理番号	受付日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
1	4月2日	転入届の手続きのできごと	この度、西尾市に●●に転入してまいりました。 本日一色支所にて転入届を記入した際、欄外の部分に町内会への連携をする欄を目にしたので、転入した旨の連携を町内会にして欲しくない旨を申し出ました。ところが、『市の判断ではそのようなことはできない』との回答。その地区の町内会の人が来たら自身で入会しない旨を申し出るようにと言われました。 市の判断で連携をしている以外に誰が判断なさっているのでしょうか？ さらには、わたくしの個人情報が町内会でどのように取り扱われるのでしょうか？ そのご担当の方は、『ゴミや広報誌のこともありますから』とおっしゃいましたが、ゴミは市民である以上、市民税を納めますから捨ててはいけない理由はありませんし、広報誌は自分で必要に応じていただきにまいりますからその理由には該当しません。 町内会費を支払わないと…と何か言いたげな様子で濁されましたが、 ・本人がその場で連携しないでほしいと希望しても連携を強行される理由 ・町内会に加入しなければならない理由 ・勝手に連携されたあとの個人情報の管理の明確な処理 ・どなたの判断で自動連携をしているか(市の判断でないならば誰の判断なのか) ご回答いただければと存じます	この度は、一色支所における転入届受付の際、窓口での説明が不十分であったことにより、多大なるご心配とご不快な思いをおかけしましたことを、お詫び申し上げます。 転入届の様式欄外への記載につきまして、補足説明させていただきます。この項目は、住民情報をシステムへ正確に反映させるための事務上の確認事項であり、転入された方の情報を市の判断で当該町内会へ連携するものではありません。転入届の事務手続きと町内会への加入は全く別のものであり、窓口での説明が不十分であったために、混同を招く結果となりました。今後は、窓口対応においてこのような誤解が生じないよう、職員への周知徹底を図ってまいります。 なお、町内会への加入は任意であり、強制されるものではありませんが、一方で、町内会は大規模災害時の安否確認や、日頃の支え合いといった相互扶助の重要な役割を担っており、市としましても加入を推奨しております。何卒、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。	地域つながり課 一色支所	手続き・届出・税
2	4月2日	中学生の茶摘みについて	私の調べでは、西尾市の中学生であった70歳から、79歳の人たちは、茶摘みをした後に茶摘み料をもらっていたようで、私の妻も中学生の時茶摘みでおかねをもらっていたとはなしていた。 大人が茶園に茶摘みをするると茶摘み料がもらえます。しかしここ何年も、中学生が学校から揃って茶摘みをして、直接茶摘み料を手にするのではないようです。 中学生が西尾の地場産業の茶園で茶摘みをする、お茶の葉が伸びる時期に、集中して茶摘みをすることは、茶園さんも、茶業組合にとって歓迎しているようです。中学生が地場産業の茶摘みすることに、私は賛成することはあっても反対ではありません。 しかし、西尾市教育委員会茶摘み担当は、15歳未満は労働が禁止されており、茶摘み料を中学生に渡すと労働基準法第56条に違反になると言うだからそれを避けるために、茶摘みを学習として体験させていると言う。 茶園は生徒の茶摘み量に応じて、茶業組合を通じて、茶摘み料を中学校に「寄付金」として納付している。そうして中学校はこの寄付金を部活動などに使っているという。中学校への寄付金は、中学生の茶摘みによるもので、茶摘みをした中学生が生み出したもので、大人であればその茶摘みの収穫量によって賞金を得ることができる。 現在70歳から79歳の元西尾市内の中学生たちは茶摘み料をもらっていた。ところが、西尾市教育委員会茶摘み担当は、憲法26条2項後段の「義務教育はこれ無償とする」を実現せずに、中学生が茶摘みで得るべき料金の総和を、その中学校の部活動などに使わせている。 中学生の茶摘み料金を部活動に使わせている、これは憲法第26条2項の「義務教育はこれ無償とする」に違反するが、西尾市教育委員会茶摘み担当はこのことを言わない。言わずに中学生の茶摘み料を部活動に使わせ、中学校に中学生の得るべき茶摘み料を掠め取らせている。茶摘み料を中学生に渡さないためには、労働基準法第56条違反というが、茶摘み料を部活動に勝手に分配して使わせている時には、憲法第26条違反には知らん顔をする。 中学生に茶摘みをさせて、茶摘み料を中学生に渡さないのは、現代の奴隷労働かもしれない。 現在70歳から79歳くらいの元中学生の時代は茶摘みをして茶摘み料をもらっていた。この茶摘みをしたら茶摘み料をもらえる法的な論理を整えるべき西尾市教育委員会茶摘み担当は、中学生に茶摘み料を渡さない現状に安住し、むしろ固執し、自らは給料を得ている。 労働基準法第59条に「未成年者は、独立して賞金を請求することができる。親権者または後見人は、未成年者の賞金を代わって受け取ってはならない。」とある。未成年者が働くことを前提にして、この59条はある。茶摘みをしたらその茶摘み料の請求権はその中学生にある。 中学生が茶摘みをしなかったら、茶園から中学校への寄付金はない。茶園からの寄付金の元は中学生の茶摘みである。この厳然とした事実注目せず、西尾市教育委員会茶摘み担当は、賞金請求権が中学生にあることを決して中学生に知らせず、中学生から茶摘み料を掠め取ることに腐心し、中学生に対して、「茶摘み体験をさせてもらっている」と教員に言わせ、賞金請求しないような、意識づくりをさせている。 私、●●は32年前(1994年5月)、息子が「茶摘みをしたからお金が欲しい」と言ったことを受け、保護者として西尾市教育委員会に、「息子の通う西尾中学校生徒に茶摘み料を支払うよう強く申し入れた。結果として、3年生は一人3300円、2年生は2400円、1年生は1500円の現金を受け取った。担当者は現金を渡したくなかったようで、「現金ではなく、図書券にしたい」と言った。●●は、「図書券でバナナが買えるか」と言い返し、現金支給となった。 息子の卒業後については、いつからか、現在のような、中学生が茶摘みをして茶摘み料を手につけない、茶摘み料が教育委員会茶摘み担当に掠め取られる様になった。これを改めさせたい。	ご指摘の茶摘み体験につきましては、学校教育の一環として実施している体験学習であり、生徒が事業者に雇用されているものではないです。そのため、労働の対価として金銭を支払う関係にはございません。 また、寄付につきましては、教育活動全体の充実を目的として受けているものであり、その趣旨から、生徒個人へ現金として分配することは適切ではないと考えております。 本件につきましては、以上の考え方に基づき対応しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	学校教育課	教育

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
3	4月10日	防災訓練や地区の集まりについて	現在、西尾市に住みだして20年位になります。で5年前位から難病と診断書が出て今は特定医療受給者証を持っている状況です。今は●●町に住んでいますが、町長さんや区長の顔も見た事も無いですし名前も知らない状況です。いざ震災等が起きた際、何も知らない状況で来られても、色々と困る事が出て来る事が有ると思います、攻めて防災訓練や地区での集まり等を行なって欲しいです。いざ震災が起きても、集合場所も知りません。 よろしくをお願いします	難病と向き合いながらの生活はご苦労が絶えないこととお察しいたします。 震災への不安は、災害弱者とされる方や地域との繋がりに課題を感じている方にとって、非常に切実な問題かと思います。特に避難場所や連絡体制が不明確なままだと、いざという時の不安は計り知れません。 そこで、やはり大切なのはお住まいの地域の方々との日頃からの繋がりでであると思います。町内会へ加入し、回覧板などで地域の防災訓練情報を得て参加し、地域の方との面識ができれば、いざというときに頼れるのではないのでしょうか。●●様のお住まいの町内会は●●となりますので、町内会長の連絡先をお伝えします。不安を解消し、安心して暮らすためにご連絡していただければ幸いです。 ●●町 町内会長 ●●様 電話●● また、●●町には町内会の他に自主防災会という組織がございます。危機管理課では毎年自主防災会へ避難行動要支援者個別避難計画（以下、「個別避難計画」といいます。）の作成を依頼しています。●●様は避難行動要支援者に該当し、避難行動を支援する関係者への情報提供について同意をいただいていることから、個別避難計画作成の対象となります。しかし、●●町の自主防災会に限らず、これまで10年以上に渡って市から個別避難計画作成の依頼を継続してまいりましたが、その作成は、思うように進んでおりません。原因の一つに要支援者と町内会や自主防災会といった地域団体との関係の希薄さがあると考えております。この度の町内会長への連絡の際には、併せて自主防災会の紹介を依頼されてはいかがででしょうか。その上で●●様の個別避難計画作成について、まずは自主防災会へ相談してみてください。 今後とも、地域防災力向上に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	地域つながり課 危機管理課	防災・災害
4	4月13日	外国人との共生	新聞記事に、外国人増え町内会解散に目がとまりました。以前から外国人住民比率が増えたらどうなるのか危惧していました。 集合住宅を含めた地域の町内会組織の崩壊をもたらした。 このまま漫然と外国人の受け入れを放置して良いのか。	日頃より、当市の行政運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 ご指摘のとおり、言語や文化の異なる外国人住民の方々が増えることや、合わせて少子高齢化などの社会的変化により、これまでの慣習や行事運営が困難となり、町内会の維持が課題となっている現状を深く認識しております。これは本市のみならず、全国の自治体が等しく直面している課題であると捉えております。 本市といたしましては、この状況の解決に向け、外国人住民へのごみ分別の周知等を始めとする、西尾市で生活するうえで、この状況の解決に向け、外国人住民へのごみ分別の周知等を始めとする、西尾市で生活するうえでのルール周知や町内会加入促進の案内をするなど、住民の皆様が共に安心して暮らせる地域づくりを目指し、邁進してまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	地域つながり課	住まい・まちづくり
5	4月13日	市長の議会への申し入れについて	去る3月30日に市長が西尾市議会議長宛に提出した「議会運営に関する申し入れ書」に関し、不明な点がありますので、以下のとおり質問します。 市長は、「当該発言は、地方自治法第132条に規定される「言論の品位」に違反するもの」と「複数の議員」の発言について、地方自治法違反であると断定しています。 地方自治法132条は、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と規定しています。 新版逐条地方自治法第9次改訂版(学陽書房)によれば、「「無礼の言葉」とは議員が「意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉」と言えるであろう(札幌高判 昭25、12、4)。」と解説しています。 そうすると、「複数の議員」が、「意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉」を発したということになります。 市長が言う「「言論の品位」に違反する」発言とは具体的に誰のどの発言を指すのでしょうか。そして、その発言が地方自治法132条に違反していると判断した根拠は何でしょうか。 ※違法であるとする根拠とは、判例及び学説のことを指します。	ご質問いただきました「議会運営に関する申し入れ書」について、以下のとおり回答いたします。 特定の議員名や個別の発言内容については、特定いたしません。 本申し入れ書は、地方自治法第132条の条文に直接「違反する」と判断しているものではなく、同条が規定の背景として有する「言論の品位」という趣旨にふさわしくない言動があったという認識を示したものです。 本申し入れは、市民から信頼される議会運営を期待する立場から、建設的な議論を行う場としての共通認識を、議会全体で醸成されるよう求めたものです。 今後とも、市民の皆様への負担に応えるべく、市政運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます	秘書政策課	行政

整理番号	受付日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
6	4月15日	ハグモの掲載内容について	3歳の子供が発熱、嘔吐、顔色の変化により急外で市民病院に連絡しました。 ハグモに保育園からの案内で（4月 西尾市民病院 小児科時間外診察医師不足により時間外の小児科救急外来を制限しておりますが、この状況を少しでも補完するため、下記の表に記載のある日時で、小児科医師による時間外診察を実施しております。） この案内があったため、連絡してから行こうと思い連絡したら、小児科の医師はいませんよ。と言われました。 情報が古いものですかね？とも言われました。 毎月発行されているもので古いなんてことはありませんよね？ カレンダーも2026年4月ですし。 明日の朝なら小児科の医師がいますので 明日朝受診してくださいと言われました。 この案内は何の案内なのでしょうか？ 意味のない情報をハグモに載せないでほしいです。	このたびは、お客様の体調がすぐれない中、ご不便をお掛けし申し訳ございませんでした。 また、西尾市民病院にお尋ねいただいた際に御覧になられた小児科時間外診察のカレンダーについて、都合により予定が変更となる場合がある旨のご説明、ご案内が不足しておりましたこと誠に申し訳ございませんでした。 当院では小児科時間外診察の医師不足により、時間外の小児科救急外来を制限させていただいておりますが、この状況を少しでも補完するため、主に代務医（他の医療機関等の小児科医）による時間外診察の確保に努めさせていただいており、翌月の小児科時間外診察カレンダーを月末に作成し当院のホームページ（ https://hospital.city.nishio.aichi.jp/outpatient/pdf/shouni.pdf ）に掲載しております。カレンダー作成後に都合により予定変更となり時間外診察が取りやめとなった場合は、可能な限り速やかにホームページの更新に努めておりますが、医師の緊急の都合等で直前に取りやめとなることもあり、ホームページの更新が間に合わないケースもあります。カレンダーの表下にも記載がございますが、当院の小児科時間外診察をお考えの際には、直前での予定変更が起こりうるため、お手数をおかけしますが、当院まで確認のお電話をお願いいたします。 また、ハグノートによる配信は、保育園内での掲示のみでは不十分と思われる場合に各園の判断により実施しております。 今後も、保護者にとって有益と思われる情報を園からお知らせしてまいります。今回の事例のように、お知らせした期日以降に内容が変更されている情報もあると思いますので、最新情報をお知りになりたい場合は、直接、各情報の問い合わせ先までご確認いただきますようお願いいたします。	市民病院 保育課	出産・子育て
7	4月17日	広報における決算報告書の表記方法に関する改善提案	西尾市HP、および広報の決算報告を確認させて頂いたところ、当該表記では西尾市の実情を表しきれておらず、市民にその危機感を共有出来ないのではないかと感じております。そのため、以下の点の変更を提案いたします。 ①財政力指数 ・「1」以上は余裕がある、というだけでなく、計算式を出してください。 ・また、その際、収入の6割が不確定収入であることを示してください。 「0.925で54市町村中24番目の【高さ】です。」という言葉は、「西尾市は【高い方】なので大丈夫です」という誤解を招く恐れがありますし、私は誤解していました。 ②健全化判断比率 ・国の定める「早期健全化基準」の「上限」と「下限」を示してください。 この基準は充分緩く設計されています。その中で西尾の数字を出し、「【こういう数字だけど、こういう基準なので】健全とされています」、と示してください。 「健全とされています」という言葉は、「西尾市の財政状況に問題がない」と誤解させる恐れがありますし、私は「西尾は大丈夫なんだ」と誤解しておりました。 ③企業会計資金不足比率 ・「全ての企業会計で資金不足はありません。」は単純化しすぎです。根拠を示してください。 ・また、表については、繰入金を収入の一部となっていることが分かるように変更してください。 たとえば西尾市民病院は、累積赤字が115億にまで増えています。そして、令和6年単体であっても、19億一般会計から繰り入れてなお、17億の赤字です。繰り入れが無ければ36億の赤字です。決算報告は、これらが誰にでも分かるものでなければなりません。 私はこの数字を担当者や会計報告で確かめていますが、「19億の繰り入れで17億の赤字は補填されている」と勘違いしていました。なぜなら、「資金不足はありません」と表記があるからです。 以上、3つの提案に対する検討結果の回答を求めます。 回答期限は一週間とし、文書での回答をお願いいたします。難しい場合は、その旨および見込み時期のご連絡をお願いいたします。 ここからは意見です。 西尾市は収入の6割が繰越金や国や県の交付金といった不確定収入で構成されており、市民税などの固定収入は4割にとどまっています。単純な収支差は＋30億程。 その中で、毎年10億を超える金額が「健康保険」「介護保険」「市民病院」「水道事業」へ繰り越されており、財源を目減りさせております。 これだけでも問題なのですが、現在の決算報告ではこの危機的状況を市民が理解できない状況であることが最も問題です。 西尾市は決して財政的に余裕のある市ではありません。だからこそ「新しいことをどう始めるか」以上に「広げた風呂敷をどう畳むか」を考える時代、「市政運営ではなく市政経営」という言葉を出しているのではないのでしょうか？	令和8年4月17日にお寄せいただきました「広報における決算報告の表記方法に関する改善提案」に対する回答について、本市行政組織内部において検討・調整に時間を要したことから、●●様から示された回答期限を超過し、誠に申し訳ございませんでした。 いただいたご提案は、本市の財政状況を正しく理解する上で重要な視点と受け止めております。広報紙を始めとした各種媒体において「わかりやすい形で、正確な内容が伝わる見せ方」を念頭に置いた情報発信を心掛けておりますが、広報紙紙面には限りがあり、詳細な計算式や注釈の全てを掲載することは困難であることから、それらにつきましては、市ホームページに掲載するなど、情報を切り分けて提供する形で現在対応しております。 また、自治体財政関連の評価指数は、計算方法等が複雑かつ専門なものが多く、それら全てを詳細にお示しすることは、市民の皆さまに内容をご理解いただく上でかえって妨げになるのではないかと考え、可能な限り簡潔に情報提供することを心掛けておりますので、ご理解いただけますと幸いです。 お寄せいただいた提案につきましては、現状、次のとおり考えております。 ①財政力指数 について 計算式は、紙面のスペースの課題はあるものの、お示しできるのではないかと考えております。なお、財政力指数の計算は「決算額」を用いており、全て額が確定した収入によります。このため、収入の説明に関しましては、ご提案いただいたような対応はできないと考えております。 ②健全化判断比率 及び ③企業会計における資金不足比率について 資金不足比率を含めた各指標における「早期健全化基準（資金不足比率を除く指標が該当）」、「財政再生基準（資金不足比率を除く指標が該当）」「経営健全化基準（資金不足比率が該当）」の具体的な基準値、各指標の概要説明及び計算式は、現在市ホームページに掲載しております。紙面のスペースの都合や、冒頭にお伝えしましたとおり、各指標の詳細な情報をお示しすることは、かえって理解の妨げになるのではないかと考えており、これまで広報紙に掲載してきておりませんでした。今年度につきましては、令和7年度の決算報告の掲載は、これまで同様の広報紙と市ホームページの二段構えの対応としたいと考えております。 なお、病院会計を始めとする企業会計の決算報告において、情報をどの程度詳細にお示するかについては、各企業会計の所管課を中心に検討が必要であると考えております。いただいたご意見は、関係課と共有させていただき、引き続き検討を進めてまいります。	財政課	行政

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
			私は今まで公務員や市長に対し「計画の具体」を確認しています。そのため、先ほど挙げた「市長の言葉」が「実態に基づかない言葉」であることも知っています。 だからこそ、市民の一人ひとりが現状を正しく認識し、市に対して改善を求めることが大切だと思っています。決算報告の表記変更は、そのための手段です。 以上、長くなりましたが、変更の程、よろしくお願ひいたします。			
8	4月20日	田貴公園の自転車の駐輪について	田貴公園を3歳と1歳の子どもとよく一緒に利用させていただいております。公園も広く、遊具も新しく設置されて、とても利用しやすいのですが、自転車を公園入り口(駐車場と反対側の南側)の通路に停める小学生や中学生が多く、通路が塞がれてしまいベビーカーや子どもが通ることができず困っています。その場にいた子は気づいて自転車をどかしてくれる子もありますが、下校後の時間はとてもたくさんの自転車が置かれてしまっているため、どの子のものかかわらず声をかけてどかしてもらうこともできません。また、勝手に触って何かあると困るので、移動させることもできずに困っています。昔から自転車はそこに停めることになっているのかはわかりませんが、あまりにも多くの子が通路に自転車を停めてしまっており、通る人のことを考えていないような気がします。子供もまだ小さくベビーカーで移動することも多いため、反対側の駐車場の入り口もあるのですが、車の出入りがあり危険で、自宅からも反対方向となってしまうためあまり利用していません。 駐輪場の場所がはっきりと決められていないため、子どもたちも昔からそこに停めるのが当たり前になってしまっているのかなと思います。 通路ではなく別の邪魔にならないところに自転車を子どもたちが停められるように、駐輪場の看板を設置してわかりやすいように白線を引いたり、中畑小学校でも先生方から指導していただけるよう市の方から声をかけていただいたりしてもらえるとありがたいです。田貴公園を利用する小さい子がいる他のお母さんからも同じようなことをよく聞くので、自転車の停め方を気にしている方はたくさんいらっしゃるのかなと思います。 お忙しいところ申し訳ありませんが対応していただけると嬉しいです。よろしくお願いします	日頃から田貴公園をご利用いただき誠にありがとうございます。 このたびは、ご不便をおかけして大変申し訳ございませんでした。 公園南側の入口付近に、自転車を停めて通ることができないことに対して、次の2点对応いたします。 1点目は、通路に自転車を停めないように、公園利用に支障が生じない場所を選定し、新たに自転車置き場を確保します。あわせて、入口付近や通路に自転車を停めないよう求める注意喚起や、駐輪場へ誘導するための案内看板を設置いたします。 2点目は、教育委員会と連携して、中畑小学校に通う児童に田貴公園で自転車置き場を確保することを周知し、自発的にルールを守って気持ちよく公園を利用していただくよう、マナー向上に向けた働きかけを行ってまいります。 今後も皆様が安心して利用できる公園づくりに努めてまいります。	公園緑地課	住まい・まちづくり
9	4月21日	市民の声フォームについて	現在、市民の声フォームを通じて行政への意見提出を行っていますが、当該フォームには「添付資料(画像・PDF等)を提出する機能」が存在せず、証拠資料を伴う意見提出が不可能な状態となっています。 行政判断や公共施設計画に関する意見提出においては、現地写真・図面・看板・資料等の添付が不可欠であり、添付不可の仕様は市民の監視機能を著しく制限するものです。 つきましては、以下の点について文書での回答を求めます。 【1】市民が証拠資料(画像・PDF等)を正式に提出する場合の提出窓口(部署名・担当者名・受理責任者名) 【2】提出方法(メール・窓口持参・郵送等)の明確化 【3】提出された証拠資料を行政内部でどのように扱うのか(保存期間・共有範囲・意思決定への反映方法) 【4】市民の声フォームに添付機能が存在しない理由 【5】添付機能の追加予定の有無と、予定がない場合の理由 なお、口頭案内のみでは記録が残らず、後日「そのような説明はしていない」とされる可能性があるため、本件は必ず文書で回答をお願いします。 また、回答にあたっては、責任の所在を明確にするため、回答者の部署名・氏名を明記してください。 市民の意見提出における証拠資料の扱いは、行政の透明性・説明責任に直結する重要事項です。迅速な回答を求めます。 本件についての回答期限は 2026年4月30日 とします。 期限までに回答が困難な場合は、その理由と、回答可能となる見込み時期を4月30日までに文書にてご連絡ください。 期限までに回答または連絡がない場合は、当該部署が本件に回答しなかったものとして扱います。	「市民の声」投稿機能におきまして、画像等の添付ができない状況となっており、ご利用の皆様にはご不便をおかけしております。 本来であれば、現状をより正確に把握するため、画像等の資料をご提供いただける環境を整えるべきところ、当該機能が未対応となっておりましたので、現在、対応の検討を進め改善に向けて取り組んでおります。 なお、市民の声制度を利用した意見提出等に伴い画像等による情報提供等が必要な場合は、メール、窓口持参、郵送により対応しておりますので、お手数ですが、環境が整うまでは広報広聴課宛(メール提出を希望される場合は、nishio@city.nishio.lg.jp へ)提出いただきますようお願いいたします。 また、提出いただいた画像等は、市民の声としてお寄せいただいたご意見等の本文と合わせて一体のものとして扱い、必要に応じ本市行政組織内部で共有し、市政運営の参考とさせていただきます。保存期間は、西尾市文書取扱規程に基づき10年間保管しております。	広報広聴課	情報

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
10	4月22日	給食について	私は西尾市内で保育園から中学校まで過ごし、その間すべての期間において校内の給食室で調理された給食をいただきました。授業中に漂ってくる調理の香りや、温かい手作りの給食を楽しみにしていた経験は、今でも大切な思い出であり、食への関心や感謝の気持ちを育ててくれたと感じております。 その後、専門学生となり、市内の給食センター方式の給食を実習で初めていただく機会がありましたが、味や温かさ、食事としての満足感において、これまでの給食室での給食との違いを強く感じました。この経験から、子どもたちの食育という観点においても、現行の給食室方式の持つ意義は非常に大きいのではないかと考えております。 現在、西尾市において給食センター方式への移行が検討されていると伺っておりますが、少なくとも既に給食室が設置されている学校や保育園については、現行の方式を維持していただきたく、強くお願い申し上げます。校内調理による温かく質の高い給食は、西尾市の誇れる特徴の一つであると感じております。 また、現在私の子どもたちも給食室の給食をいただいておりますが、大変美味しく、毎日楽しみにしており、おかわりをするほど喜んでおります。このような環境を次の世代にもぜひ残していただきたいと願っております。 加えて、給食の内容についても、地産地消を大切に、質の良い食材を使用した給食の提供を重視していただきたく存じます。無償化の実施よりも、子どもたちの健康と食育を第一に考えた給食の充実を望みます。 特に保育園において、おやつとしてスナック菓子やマーガリン、ショートニング、添加物を多く含む食品が提供されている点については懸念しております。より自然で安心できる食材への見直しをご検討いただけますと幸いです。 また、主食についてもパンや麺類の提供頻度を見直し、バランスの取れた献立となるよう配慮をお願い申し上げます。 現在、牛乳の飲用を控えたい場合、乳糖不耐症やアレルギーなどの医師による診断書がなければ、飲用の中止や返金の対応ができないと説明を受けることがあります。しかし、アレルギーや体質的な問題がなくても、風味やにおいが苦手で飲むことが難しい子どもも一定数存在します。 このような事情を踏まえ、返金の有無に関わらず、保護者の意思により牛乳の飲用を停止できる仕組みを整えていただきたく存じます。具体的には、市で統一した様式の申請書を作成し、保護者の署名（いわゆる一筆）により学校へ提出できるようにいただくこと、またその書類を市のホームページ等からダウンロードできるようにいただくことを要望いたします。 子ども一人ひとりの感じ方や状況に配慮した柔軟な対応が可能となるよう、ご検討いただけますと幸いです。 子どもたちの健やかな成長と豊かな食育のため、何卒ご検討いただきますようお願い申し上げます。	このたびは保育園及び学校給食に関し、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。 初めに、保育園給食の提供方式につきましては、現在、公立保育園は自園方式とセンター方式の2通りで給食を提供しています。いずれの施設も老朽化が進んでいるため、将来的に改修が必要となる場合は、衛生管理面や効率的な提供方式等を検討することになりますが、当面は現在の提供方式を継続してまいりたいと考えております。 また、保育園のおやつ・主食につきましては、園児の健康と栄養バランス、安全性に配慮して選定しております。 今後より自然で安心できる食材を選定するとともに、特定の食材に偏ることのないようバランスのとれた献立を心がけてまいります。 引き続き、園児が安心して食事を楽しめる環境づくりに努めてまいります。 次にご意見のありました「自校方式の維持」について回答します。 西尾市内には、自校方式の学校21校（旧西尾市内及び佐久島しおさい学校）とセンター方式の学校14校（佐久島しおさい学校を除く旧幡豆郡3町）があります。「学校給食の提供方式」は、旧西尾市及び旧幡豆郡3町の合併協議において、「当面は現行のとおりとし、新西尾市において、施設設備の更新時まで、その後の提供方式を検討する」とされました。 このことについて、学校給食運営協議会（医師、食物アレルギーの専門家、保護者代表、校長代表、栄養教諭、養護教諭など14名で組織）では、令和3年度から約4年間をかけて、自校方式・センター方式・親子方式の3つの提供方式について、建設・維持管理に係る費用、衛生管理、アレルギー対応など、様々な観点から協議を重ねてきました。そして令和7年9月、教育委員会に対し、西尾市における学校給食の提供方式について「センター方式とすることが望ましい」という「答申」を行いました。この「答申」は、専門的な知見や第三者的な視点による重要な意見であるため、教育委員会はこれを重く受け止め、「学校給食の提供方式に係る基本方針」を策定する予定です。基本方針の策定にあたっては、センター方式に馴染みの薄い自校方式の児童生徒の保護者を対象とした「説明会」を開催します。 説明会では、「答申」の内容をもとに、自校方式・センター方式・親子方式の3つの提供方式の「コスト」及び「特徴」の比較、また、答申に基づき、「センター方式」への理解を深めてもらうため、「センター方式」の「衛生管理」「アレルギー対応」などについて説明する予定をしておりますので、ぜひご参加ください。 なお、「センター方式が望ましい」という答申がされておりますが、現時点でセンター方式に決定しているものではございません。皆様からいただいたご意見も参考にして、今年度「基本方針」を決定してまいります。 「給食の充実」のために、献立作成の際には地元産の食材を取り入れるよう心がけております。令和8年度は、小学校を対象に国・県の財政支援などにより給食費の無償化を実施いたしますが、今後も給食の質の維持をまいります。 学校給食での「牛乳」は、栄養摂取基準に基づいて実施する給食において、限られた給食費の中で、献立を作成するうえで牛乳に含まれる同量の栄養素を他の食品で摂取することは困難です。牛乳の提供に対しご理解をいただきますようお願いいたします。	保育園 教育庶務課	教育
11	4月24日	在宅重度障害者手当受給者市扶助料除外の件	題名に記した件、郵便受けに入っていた共産系のチラシで知り、動揺しています。 これについて、愛知県の在宅重度障害者手当と障害者悩み相談窓口、近隣の市に聞いたところ「県と市の障害者手当は別次元の話だから在宅重度障害者手当を理由に扶助料がもらえないのはおかしい。西尾は財源が苦しいのか？」 市民の声がネットに載っているから西尾市に知らせてみたら？」と言われました。物価高なのに扶助料なくなるのはきついなとも言われました。 障害者生活支援給付金が恒久的なものだとしても、減額はきついです。 この冬の電気代4万3千円、固定資産税など手当てを含めて8～9万円の家計ではつらいです。 身近な子育て世帯は「2万円もらったの気づかなかった。」と言いディズニールランドや沖縄に行くゆとりがあるところにはたくさんの方がいます。 西尾市に副市長が2人に増えると聞き、移さない重度障害者が扶助料を取り上げられる狙い撃ちに合うのに人を増やすお金はあるのかと悲しくなります。 安城市は扶助料5千円で県からももらいます。 西尾が障害者を困窮させるのがわかっていたら引越して来なかったのにと後悔しています。 碧南岡崎等、近隣は在重手当てと扶助料4千円もらえます。私の家計も障害年金と県と市の手当てでギリギリなりたっています。 障害者をいじめないでください。 国が、子育て世帯しか見ていないなか、身近な市にはちゃんと障害者のことを考えてほしいです。	西尾市障害者扶助料制度の改正は、長期化する物価高騰などにより市の財政状況が厳しい中、事業費が毎年数億円ずつ増加している障がい福祉サービスの供給を持続可能なものとするために行った措置で、他市の事例も参考に熟慮した結果、国や県の手当を受けられる方は対象外とさせていただくことにしました。 障がい福祉サービスにはタクシー料金や医療費の助成、就労支援、デイサービスなど日常生活を支援する様々なものがあり、これらのほとんどは50年以上前の扶助料制度創設後に設けられています。各サービスの利用は増加傾向ですが、障がい者の方のニーズに応じた大切なものと考え、その財源を確保するための扶助料の改正ですので、ご理解をお願いします。 なお、扶助料減額の影響を受ける方には、令和8年度は激変緩和措置として、国の交付金を活用した障がい者生活支援給付金を10月に給付する予定で、市ホームページでも紹介しています。給付金は9年度も継続し、減額分の一部を給付する予定ですが、恒久的なものではありません。	福祉課	福祉

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
12	4月24日	納付書のQRコード印字不備及び電話対応について	送付された地方税の納付書について、QRコードが約3分の1欠けて印字されており、複数の決済サービスで読み取りができませんでした。 これは明らかに発行側の印字不備であり、市民側では防ぎようのない問題です。 最初に収納課へ電話で問い合わせた際、「QR決済をしたい」と明確に伝えたにもかかわらず、裏面の地方税サイトのQRコードを読み取るよう案内されました。 地方税サイトのQRコードは決済とは無関係であり、この誤案内により状況がさらに混乱しました。 また、通常の声量で話しているにもかかわらず「聞こえない」と繰り返し言われ、大きな声で話さないと通話が成立しない場面がありました。 電話対応として適切とは言えず、非常に不便でした。 最終的には市役所で再発行していただき支払いは完了しましたが、印字不備・誤案内・電話対応の不備が重なり、支払いまでに本来不要な時間と労力を要しました。 支払いに関わる重要な書類である以上、印字状態の確認、案内内容の統一、電話対応の品質向上について早急に改善を検討していただきたいです。	このたびは、納付書の不備等により、ご不便をお掛けしまして申し訳ございませんでした。 納付書の印字に不備が生じ、納付書表面のQRコード®が読み取れない状態でした。今後は、発送前に再確認することで再発防止に努めてまいります。 また、電話の対応につきましては、裏面の「地方税お支払サイト」のQRコード®を読み取ることでお支払いが可能な旨をお伝えさせていただきましたが、的確なご案内に至りませんでしたことをお詫び申し上げます。今後は、同様のことが生じないように案内内容の統一、電話対応の向上に努めてまいります。	収納課	手続き・届出・税
13	4月30日	市配布のiPadについて	日頃から西尾市のiPadを使わせてもらっています。 実は学校にiPadを置きっぱなしで家に帰ったことがあって次の日の部活の時取りに行ったらスターツアールのレポートが消されていました。 もう担任の先生に提出してある状態だったのでよかったんですけど、これが万が一提出がしていない状態で消されていたらと思うと悲しいです。 なのでいま市内で使っているiPadにパスワードをつけて欲しいです。なぜ教師たちにはついてて、児童についていないのか。 教師のiPadにパスワードがついているんだったら児童にもつけるべきだと思います。これではなにかあった時、例えば勝手にiPadが開かれて今回みたいにレポートが消えたとか、ありもしないことを他の人たちが調べて「え、お前こんなこと調べてたの！？」やばー」とか勝手に調べるといって罪だけなすりつけられる こんなことがあってはならないと思います。 今すぐパスワードを新規につけてくださいとは言いません。 パスワードは各児童のMicrosoftアカウントのパスワードでいいとおもいます。 今すぐとまでは言いませんが児童のプライバシーを守るためにもなるべく早く対応をお願いいたします	学習用タブレット（以下、「iPad」という。）の利用について、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。 この度は、レポートが消失していたとのことで、不安な思いをさせてしまい、大変申し訳ありませんでした。本件は学校にも連絡し、iPadの管理徹底について再周知いたしました。 児童・生徒用iPadの「パスワード設定」につきましては、管理システム(MDM)を通じて遠隔設定やアップデート等を行うにはパスワードを解除した状態でないと操作できないため、現時点ではパスワードを設定することは考えておりません。 ご指摘のとおり、児童・生徒のプライバシー保護と安全安心な利用環境の維持は非常に重要です。そのため、現在も実施している以下の対策をより一層徹底することで他人に操作される恐れが無いようにいたします。 1.保管・管理の徹底 学校内での保管場所(充電保管庫への施錠など)のルールを改めて周知・徹底いたします。 2.情報モラル教育の推進 自分自身の端末を大切に扱うこと、また他人の端末に触れないことといった、ICTを利用する上での規範意識を高める指導をより一層充実させてまいります。 いただいたご意見は、今後の適正な運用に向けた検討材料とさせていただきます。	教育庶務課	教育
14	4月30日	書き方大会・絵画大会の廃止及び今後の方針	市内でこれまで実施されていた読書会および絵画大会の市による表彰が実施されなくなった件について、理由をお伺いしたくご連絡いたしました。 子どもたちにとって貴重な発表・表現の機会であったと認識しており、廃止に至った経緯や判断理由について詳しく知りたいと考えております。 つきましては、以下の点についてご教示いただけますでしょうか。 ・本事業が廃止(または休止)となった主な理由 ・当該判断がなされた会議体や検討資料の有無 ・代替となる取り組みや、子どもたちの表現機会の確保についての方針 ・教育関連予算の配分見直しの中での位置づけ また一部で、市主催の他イベント(例:マラソン大会等)の財政状況が影響しているとの声も耳にしておりますが、実際の関連性についても可能な範囲でご説明いただけますと幸いです。 お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願いいたします。	これまで西尾市教育委員会主催で実施してまいりました、「西尾市小中学生絵をかく会」及び、「西尾市小中学生読書会」について、令和8年度より実施しない理由につきましては、各学校の特色を出した教育活動を実施できるようにするためです。 教育委員会が主催しないことにより、各学校が実情に合わせて年間行事を計画できるようになり、より柔軟に教育活動を展開することが可能になります。その中で、各学校が目の子供たちの実態をもとにして、必要な発表・表現機会を設定していきます。 なお、予算等の理由による判断ではありません。よって、市主催の他イベントとの関連はありません。 また、教育委員会内部で検討されたものですので、会議体や検討資料については、ございません。 各学校の特色を出しながら、子供たちと先生たちが創意工夫した教育活動を行っていくためにも、ご理解いただきたいと思います。	学校教育課	教育
15	5月1日	収納課の窓口対応について	●月●日に両親が固定資産の方納と納税をお願いに行った所、窓口対応の方が、いきなり分納されるなら経費等の詳略等をみせて分納でないと払えないことを証明するように言われていました。昨年度も分納させて頂いてなんとか納税してきましたが、一度もそのようなことはされていません。分納しなければならぬ理由として、管理会社(●●)の倒産もまきこまれ、なんとか立て直りながら納税してきましたが、あまりの対応に本当に悲しい思いをし、このまま西尾に住まず他の市に移ろうかともいっています。 まじめにがんばってきた80代の方に、そのような対応をされたのが悲しいことだと娘ながらに思いましたので、こちらに投稿させて頂きました。	この度は、ご両親に悲しい思いをさせ、申し訳ございませんでした。 税金は定められた納期内に納付することが原則となっていますが、納期内に納付できない事情がある場合、その都度、納税の相談をお受けし、納税者の個別の事情をお伺いしたうえで、収支状況や財産状況等に見合った分割納付を求めています。 ただし、分割納付については、正規の納期限までに納付している納税者からすると不公平に感じる面もあることから、税の公平性を保つため、やむを得ないと判断した場合のみとしています。その場合であっても、分割納付を希望される全ての方に対し、納付できない理由だけでなく、収支等の状況を詳細に確認させていただく必要があり、●●様のご両親に対しても、今回に限らず毎回同じ対応をさせていただいたと考えています。 しかしながら、認識の相違からこの度のご指摘をいただいたことを真摯に受け止め、より丁寧な説明や対応を心掛けてまいりますので、よろしくお願いいたします。	収納課	手続き・届出・税

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
16	5月7日	共同親権	連れ去り、親子断絶は児童虐待です 西尾市でも当たり前になっているのが現実です 共同親権になったとて何も変わっていません みなさんに知ってもらうことが第1歩です	父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、民法等の一部が改正され、令和8年4月1日に施行されました。これにより、子どもを養育する父母の責務を明確化するとともに、親権(単独親権、共同親権)、養育費、親子交流などに関するルールが見直されました。 本市におきましても、法改正の概要やパンフレット等を市ホームページに掲載して周知に努めております。 【市ホームページ】 https://www.city.nishio.aichi.jp/kosodate/shien/1011181/1011182.html なお、養育費の分担や親子交流に関する調停や審判等が守られない場合には、家庭裁判所において履行の確保の手続や強制執行の手続きをとることもできます。相談先は以下のとおりで、予約の必要な場合もあります。 ・名古屋家庭裁判所岡崎支部 家事書記官室(0564-51-8950) ・日本司法支援センター 法テラス三河(0570-078342) ・養育費・親子交流相談支援センター (0120-965-419 携帯電話からは03-3980-4108) ・市民法律相談 市民課旅券担当(0563-65-2198)	家庭児童支援課 市民課	出産・子育て
17	5月7日	佐久島渡船について	今船を待っていますが、チケット買うのに並び、船に乗るのに並んで、もはや2時間が過ぎようとしています。もっと合理的に乗れるようにしてください。チケットは、時間予約でネット購入にするだけで、待ち時間が解消されます。島を観光地として売り出すなら、予算投入してください。	この度は、西尾市営渡船における乗船につきまして、ご不便をお掛けしまして申し訳ございませんでした。 西尾市営渡船の運航する渡船は、離島振興における観光航路である一方、島民に不可欠な生活航路であり、所有する2隻の船において乗船定員内で定期運航をしており、乗船定員を超える需要がある時は、運航回数を増やし臨時便により対応しております。ゴールデンウィークのような繁忙時は常時2隻の船を往復させて定期便と臨時便を運航しておりますので出航時刻が前後することもあるため、時間予約制の導入につきましては現実的に困難ですが、乗船券の事前購入やキャッシュレス決済の導入を検討し、利用される方の利便性向上に努めてまいります。	佐久島振興課	観光
18	5月8日	羽塚武道場卓球台の増台について	羽塚武道場の卓球台をもう1台増やしていただきたいです。 いま4台あります。5台にしてください。14人で練習していて全く足りません。どこか余っている卓球台をまわしてください。台が少なく大変困っています。半年以上前から黒板に「卓球台を増やしてください」と書いていますが、まったく動いてもらえません。切に願います。 よろしくお願い申し上げます。	日ごろは、羽塚武道場をご利用いただき、ありがとうございます。 ご意見のありました羽塚武道場の卓球台を増やすことにつきましては、現在、他の体育施設から卓球台を調達する手配を進めております。卓球台の確保ができ次第、速やかに羽塚武道場へ設置いたします。 引き続き、利用者の皆様が快適にご利用いただけるよう、施設の整備に努めてまいります。	スポーツ振興課	文化・スポーツ
19	5月18日	下水道管路の老朽化状況および補修計画について	先月、国土交通省が全国自治体に要請した下水道管路の点検結果を公表し、愛知県では「今年度中に対応が必要」とされる緊急度1の区間が15.05kmと報告されています。 つきましては、西尾市の現状を把握したく、以下についてご回答をお願いいたします。 【質問】 ① 西尾市の下水道管路の総延長は何kmか ② そのうち、法定耐用年数(50年)を超えた管路は何kmか ③ そのうち、今年度に補修・更新を予定している距離は何kmか ④ 老朽化管路の補修・更新が現状のペースで追いつく見込みは何年後か ⑤ 現在の予算および人員体制で、必要な補修に対応できているか 【お願い】 ・制度説明や一般論ではなく、西尾市の現状に基づく具体的な数値でご回答ください。 ・可能な範囲で、資料名や根拠となるデータの年度も併記いただけると助かります。	ご質問について、以下のとおり回答します。 ① 西尾市の下水道管路の総延長は約920kmです。 ② 西尾市の下水道供用開始は平成4年度のため、現時点で法定耐用年数(50年)を経過した管路は0kmです。 ③ 法定耐用年数(50年)を超えた管路が存在しないため、今年度の補修・更新予定距離は0kmとなります。 ④ 管路の老朽化対策として、単に「何年後に更新が必要か」ではなく、「いかに管路を長持ちさせ、更新コストを平準化させるか」という視点で計画的に維持管理を行っています。現時点では、老朽化対策の進捗を「〇年後に完了」と具体的な年数で示すことはしていません。 ⑤ 現在の予算および人員体制では、緊急度の高い補修には対応できている一方で、将来の老朽化進行を見据えると、中長期的には予算および人員体制の強化が必要と考えています。	下水道整備課	住まい・まちづくり

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
20	5月19日	外国人財確保の覚書締結	2026年5月18日中日新聞朝刊に掲載された外国人財確保の覚書締結の記事に関して市民の声に2つ質問です。 (質問1) 西尾市は過去締結した事実はありますか (質問2) 西尾市は現在締結していますか	(質問1)および(質問2)について、締結した事実はありません。	商工振興課	行政
21	5月19日	個人情報の利用目的	市民の声入力フォームのサイトページにおいて、他の目的には利用しませんと記載されています。しかし、そもそもの目的明示がこのページにおいてされていません。より具体的に目的を明示した方が、安心して個人情報を入力した上で市民が意見を出せると思います。特に、回答が必要な場合に住所や電話番号の入力が必須となっていますが、何に使うか分からず入力することに不安を感じる市民も多くいると思います。改善をお願いします。	「市民の声」入力フォームにおいては、ご指摘いただいたとおり目的明示がなされていない状況でしたので、今後改善していきたいと考えております。 回答が必要な場合に住所等の入力をお願いしていますのは、西尾市市民の声取扱要綱第5条第1項第3号に規定する市内に在住、在勤若しくは在学していない等市と直接関わりのない投書者からのものでないかを確認するため、また、必要に応じて投稿内容の確認を行うためです。いただいた個人情報は、今後も市民の声制度の運用以外には使用せず、適切に管理します。	広報広聴課	情報
22	5月21日	西尾市民病院の対応における重大な問題点と改善要求	この度、西尾市民病院の対応に「重大な疑問」と「深い不安」を感じたため、公開質問として以下に記します。 複数の問題があるため、まず状況説明を行い、その後に問題点を整理します。 なお、これらはすでに発生した問題であり、「理由の説明」を求めているものではありません。 どのように改善するのかについて、具体的な回答を求めます。 ① 緊急受診の拒否について 2026年●月●日、母(大腿骨頭部骨折後の人工骨頭置換・骨粗鬆症治療中)が出先で転倒しました。当初は歩行可能でしたが、大腿部外側が急激に腫脹し、骨折・ヒビの可能性があったため、整形外科へ連絡し、午後の緊急受診を依頼しました。 しかし返答は以下の通りでした。 ・「午後は手術があるので診られない」 ・「そもそも午後は受け付けていない」 ・「主治医は外部委託で今日は不在」 ・「クリニックを受診してほしい」 ・(事務より)「紹介状をもらってきて戻ってください」 母は月1回の注射治療を受けており、簡単に他院へ移動できません。 また、画像診断を外部で行えば、今後の治療のために画像を持ち運ぶ必要が生じます。 外部クリニックは母の治療歴を知らず、説明の負担も増えます。 その後、母は徐々に歩行困難となり、医師の伝言として「骨折なら動かさない方がよい」との話もあったため、救急車で西尾市民病院へ搬送しました。 結果は骨折ではなく、大量の内出血であり、腫脹は朝の3倍以上。 市民病院にて緊急TAEを実施していただきました。 ●問題点 ・継続治療中の患者の緊急受診を拒否した ・事務が医療判断を伝達していた ・クリニックへの誘導は医学的に不適切 ・TAEが必要なほどの出血を「クリニックへ」と案内したのは極めて危険 ・家族が強く主張しなければ、出血性ショックの可能性があった 西尾市民病院は、治療の連続性も緊急性も理解せず、家族の訴えを拒否したと言わざるを得ません。 ② 説明不足と状況把握の欠如 TAEの説明後、書類記入中に「移動してほしい」と言われ、処置室前に移動しました。 しかし、 ・処置時間の説明なし ・消灯後の暗闇に1時間以上放置 ・複数の職員が通過しても声かけなし ・最終的に家族側から声をかけて状況確認 4階に案内された際、外はまだ明るく、暗闇は病院側の照明管理によるものでした。 ●問題点 ・家族への説明義務の欠如 ・安全配慮の欠如 ・暗所に家族を放置するという異常な対応 ・待機時間の提示なし 家族の時間を無駄にし、必要な準備もできなかった ③ 医師の指示待ちで止まる服薬管理 入院時に薬とお薬手帳を渡しましたが、翌日、母から ・「薬剤師が来ていない」 ・「目薬も錠剤も飲んでいない」 との訴えがありました。 確認すると「医師の指示待ち」とのことでした。	ご質問のありました5点について次の通り回答させていただきます。 ① 緊急受診の拒否 について 申し訳ありませんが、時間外救急における外来対応では例え通院継続中の方であっても、専門医の受診はできないことになっています。ご来院いただいた時には当該専門医に手術の予定があったことも確認しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。 しかしながら、そのような中でも可能な限り来院された方の容体等を踏まえ対応可能であった場合には診療を行う場合もありますが、今回はとても対応困難な状況でありました。患者様側のご事情やご要望も十分理解できますが、当院としても限られたスタッフで精一杯救急対応させていただいていますので、お望みの内容での受診が不可能な場合や他院への受診をお勧めするケースがどうしても出てしまうことを、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。 ② 説明不足と状況把握の欠如 について ご家族へのお声掛け・ご説明等の配慮が至らず、大変ご心配・ご迷惑をお掛けしてしまったこととお詫び申し上げます。また、定刻消灯についても配慮が行き届かず、暗い空間で長い時間お待ちいただいたこととお詫び申し上げます。 改めて関係職員に育成・指導を行い、待機していただく必要性や処置に要する概ねの時間など、ご家族が安心できる説明を欠かさないよう気付けてまいります。また、照明管理につきましては、スタッフ同士の情報共有をしっかりとすることで、今後ご迷惑をお掛けしないよう努めてまいります。 なお、不測の事態に備えて処置室近くでお待ちいただいておりますし、限られたスタッフでの緊急処置対応で時間が掛かることもありますので、何分望みどおりにかない点についてはご容赦ください。 ③ 医師の指示待ちで止まる服薬管理 について 「いつから服薬できるのか」「今はなぜ服薬すべきでないのか」など、可能な限り医師に指示を仰いでお伝えすべきだったと考えます。大変ご心配をお掛けしました。また、医師に確認が取れなければ、その理由や状況を丁寧に説明することで、ご不安の軽減が図れたのではないかと考えます。 服薬管理の情報共有に対して、患者様にご不安を与えないため医療スタッフ間で円滑な連携が図れるよう指導してまいります。 ④ 医療ミス情報の周知不足 について 「医療従事者への周知徹底」は再発防止策に含まれており、関係部署である画像情報室、臨床検査室、6階西(循環器内科)病棟の医療従事者へ周知しておりますが、その他の部署には行き届いておりませんでしたので、改めて周知いたしました。 ⑤ 患者家族への敬意の欠如 について 看護師が患者様家族に無神経な振る舞いや不適切な発言・雑談をしたことにつきましては、大変申し訳ありませんでした。直ちに当該職員に確認し、厳重注意を行っております。ご家族の不安が大きい中での不適切な行動にお詫び申し上げます。職員の接遇教育に努めてまいります。	医事課	市民病院

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
			●問題点 ・緑内障の点眼を止めるリスクを理解していない ・医師の指示が遅れても、看護師が確認しない ・入院直後であっても、最低限の服薬管理は必要 ・本人任せにする選択肢も提示されていない 規則を優先し、必要なケアを怠っているように見えます。 ④ 医療ミス情報の周知不足 2026年4月に報告された医療ミス（心タンポナーデ発生後の搬送遅れによる死亡）について、病棟責任者と思われる方々に話を振ったところ、誰も内容を知らない様子でした。 ●問題点 ・再発防止策が現場に共有されていない ・情報伝達が機能していない ・「判断の遅れ」が原因の事故なのに、現場がその教訓を知らない 再発防止策に「現場への周知徹底」が含まれているか回答を求めます。 ⑤ 患者家族への敬意の欠如 4階東病棟にて、私が服薬管理の件で確認に行った際、看護師が私の名前を呼び捨てにし、私語をしていました。 その看護師は、私が看護学校にいた時の同級生でした。 ●問題点 ・患者家族を軽視した発言 ・公的な場での私語 ・接遇教育の不足 ・家族が不安を抱えている状況への配慮がない ●以上5点について、具体的な改善策の提示を求めます。 よろしく願いいたします。			
23	5月21日	医療事故（心タンポナーデ発生後の搬送遅れによる死亡）に関する公開質問状	2026年4月に報告された医療事故（2年前の事案：心タンポナーデ発生後の搬送遅れによる死亡）について、以下2点を確認します。 ① 賠償金額・内訳・支払元の開示について 当該事故は公立病院で発生したものであり、賠償金の支払いに公費（市民の税金）が使用された可能性があります。 つきましては、以下の情報を開示してください。 ・支払われた賠償金額 ・その内訳（慰謝料・治療費・弁護士費用等） ・支払元（病院会計・市の一般会計・保険等） 公立病院として、市民に対する説明責任を果たすためにも、これらの情報開示は不可欠と考えます。 ② 再発防止策の内容と、現場への周知徹底について 当該事故の報告では「再発防止策を講じた」とされていますが、病棟責任者・看護師らが事故内容を把握していない状況でした。 そこで以下を確認します。 ・再発防止策の具体的内容を開示してください。 ・再発防止策に「医療従事者への周知徹底」は含まれていますか。 →含まれていない場合、その理由を提示してください。 →含まれている場合、どのような方法で周知し、どの職種・部署に対して実施したのか明示してください。 ●補足 今回の事故の原因は「判断の遅れ」「状況把握の不足」であり、これは先に送付させていただきました。私が経験した一連の問題点（市民の声：「西尾市民病院の対応における重大な問題点と改善要求」）と共通しています。 再発防止策が現場に伝わっていないのであれば、再発防止策が機能していないことを意味します。 以上について、明確な回答を求めます。	1 賠償金額・内訳・支払元の開示について 本件に係る損害賠償金につきましては、合計1,000万円となります。その内訳は、すべてご遺族への慰謝料となっております。 なお、本件の賠償金およびこれに付随する弁護士費用につきましては、全額保険金により対応することとなっております。 2 再発防止策の内容と、現場への周知徹底について 再発防止策といたしまして、カテーテルアブレーション実施時の安全確認を強化するためのチェックリストを新たに作成いたしました。 また、手術時の観察記録用紙につきましても、施行内容をよりの確に把握できるよう様式を改訂しております。 これらの措置につきましては、関係部署である画像情報室、臨床検査室、6階西（循環器内科）病棟の医療従事者へ周知しておりますが、その他の部署には行き届いておりませんでしたので、改めて周知いたしました。	管理課	市民病院
24	6月2日	入学予定小学校記入用紙	保育園で入学予定小学校記入用紙というのが配布され、記入・提出を求められました。 しかしながら公立小学校に入学する場合には住所によってどの学校に入学するかは自動的に割り当てられ、なぜこんな風に記入しなければならないのか分かりません。 （割り当て以外の学校名を書いたら、その学校に入学できるのですか。そんなことないですよね。） 住所変更の予定や私立小学校への入学意思の確認ができれば良いのではないのでしょうか。そもそも保育園側からはただ書いてくださいとしか言われていなくて、その目的やどのように使用されるかの説明もありません。そのような説明はあってしかるべきではないのでしょうか。	このたびは、入学予定の小学校に関する調査について、保育園の事前説明や目的の案内が不十分であったため、ご不快な思いをお掛けし、大変申し訳ありませんでした。 ●●様がおっしゃるとおり、小学校の通学区域は住所地で指定されていますが、保育園等には近隣以外にお住まいの子どもも入園していることや、引っ越し予定のご家庭もあるなど、どの小学校に入学予定か把握が難しい実情もあるため、毎年度、この時期に入学予定の小学校をお聞きしております。その目的は、教育委員会が担当する「就学時健康診断」案内や「入学通知書」送付等の新入学児童事務を適切に行うためです。 こうした説明が不十分であったことを反省し、今後、説明不足でご心配をおかけすることのないように、保護者の皆様により丁寧な対応を心がけていきます。	保育園	出産・子育て

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
25	6月2日	西尾市ムスリムの集団礼拝	西尾市でムスリムの集団礼拝を認めたのはなぜですか。公園の適正使用とみとめたのでしょうか。	今回の利用許可につきましては、西尾市都市公園条例に基づき、公園管理者として適正に審査を行った結果です。 許可の判断に至りました主な理由は、提出された申請内容が平穏な礼拝であり、早朝かつ短時間という利用形態であること、また、周辺環境への配慮がなされた公園利用に適した規模であることから、同条例が定める「公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない」という要件を十分に満たしていると確認できたためです。 また、特定の宗教法人であることを理由に一律で利用を制限することは、行政としての公平性の観点から慎重を期すべきものと考えております。 一方で、公園利用にあたり、治安や周辺環境へのご懸念を抱かせておりますこと、深く受け止めております。何より市として大切に考えておりますのは、地域の皆様がこれまで通り安全・快適に公園をご利用いただける環境を維持することです。 そのため、市として今回の利用前より主催者へルールの遵守を強く指導し、当日の現地確認におきましても、騒音、ゴミ、駐車状況等の法令やルールに違反する事実がないことを厳格に確認しております。 今後も公園が全ての市民の皆様にとって安全で快適な憩いの場となるよう、適切な管理運営に努めてまいります。	公園緑地課	住まい・まちづくり
26	6月3日	イスラム教徒の集団礼拝について	数カ月前の広報にも載っていたが西尾市の外国人比率が7%も有ることにびっくりした、多過ぎないか、3%を超える時点で行政は考えるべきだ。市の人口を考えたら危機感を持った方が賢明です。	人口構成の変化に対し、不安や懸念をお感じになられたこと、重く受け止めております。 いただいた「危機感を持つべき」というご指摘については、「やさしい日本語」による生活情報の提供や、外国人向け相談窓口の設置など、共生に向けた施策を実施しておりますが、今後も市民の皆様のご意見を踏まえ、地域の実情に合わせた対策を検討してまいります。 人口構成の変化が地域の平穏に影響を及ぼすことのないよう、市民の皆様が安全・安心に暮らせる環境づくりに、より一層注力してまいります。	地域つながり課	住まい・まちづくり
27	6月4日	イスラムについて	矢作川緑地公園がイスラムの礼拝に使用されていると聞きました。外国人の集会を認めた理由を私に理解できるように説明して下さい。公共の場を外国人が占拠する事を許可するとは一体どういう見でしょうか。近隣に住む者として治安上の不安を強く感じます。この件に関して市民に事前に何らかの説明がありましたか。市民感情はおいてけぼりですか。私は目にしていないと記憶しております。ここは日本です。何故外国人が跋扈するような悪例を作ったのか、納得のいく説明を求めます。ここは日本です。外国人にいい様にされる訳にはいかない。貴方は売国奴ですか。将来の利益に繋がるなら外国人にこの市を切り売りしても良いとお考えなのではないでしょうか。ここに対しても納得できる説明を求めます。	このたびは、公園の利用に関し、ご不安やお気づきの点をお寄せいただき、誠にありがとうございます。近隣にお住まいの皆様が抱かれる、日々の生活環境や治安に対する切実なご懸念を、市として重く受け止めております。 市が推進しております「多文化共生」は、言語や文化の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に生きていくことを目的としています。これは特定の集団を優遇するものではなく、日本人・外国人を問わず、すべての住民がルールを守り、安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。 今回の利用許可につきましては、西尾市都市公園条例に基づき、公園管理者として適正に審査を行った結果です。 許可の判断に至った主な理由は、提出された申請内容が平穏な礼拝であり、早朝かつ短時間という利用形態であること、また、周辺環境に配慮された規模であることから、同条例が定める「公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない」という要件を十分に満たしていると確認できたためです。 市は特定の宗教や思想に関わらず、どのような団体であっても、公平かつ中立的な立場で審査を行っております。特定の団体であることを理由に一律で利用を制限することは、行政としての公平性の観点から慎重を期すべきものと考えております。 なお、事前の説明についてのご質問ですが、公園の利用許可は条例に基づく通常の施設利用の手続きであり、個別の住民説明会等を開催する案件ではないため、事前の告知は行っておりません。 しかしながら、市民の皆様々の生活環境を守ることは市の責務ですので、今回の経緯につきましては、このようにお問い合わせいただいた機会にご説明させていただいている次第です。 公園利用にあたりましては、騒音やゴミ、治安への影響を懸念されるお声があることを深く認識しております。そのため、利用前から主催者に対して周辺住民の皆様への配慮とルール遵守を強く指導し、当日の現地確認におきましても、法令や公園利用上のルールに違反する事実がないことを確認しております。 市としても、全ての市民の皆様が安全かつ快適に過ごせる公園環境を維持することが重要であると考えております。 特定の宗教や思想、国籍や出自に関わらず、どのような団体からの申請であっても、万が一、申請内容と異なる活動や、公園の利用に支障を及ぼす行為が確認された場合には、速やかに指導を行い、改善が見られないなど管理上支障があると判断される事態に至った場合には、厳格な対応を講じてまいります。 今後も公園が全ての市民の皆様にとって安全で快適な憩いの場となるよう、公平かつ中立的な管理運営に努めてまいります。	公園緑地課 地域つながり課	住まい・まちづくり

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
28	6月4日	矢作川西尾緑地で、集団礼拝を行った件	公共の場所を使って、集団礼拝という宗教行事を行うのは、まずいのではないかと、思いました。 また、今年3月21日に同じ緑地で開かれたイスラム教の祭りの映像をSNSで観たのですが、少し怖さを感じました。 今回、中日新聞(6/2付け)の1面の記事を読んで、改めて考えさせられました。 市川市では、集団礼拝は認めなかったのですね。 イスラム教関連では、土葬墓地の問題が起きた市もありましたよね。 色んな点で、外国人の方々が、日本の文化や風習に合わせて生活してもらえらるならば、まだ良いのですが。 また、西尾市は外国人住民が7.7%って、かなり多いですね。将来的に、日本人との摩擦、価値観の違い、治安の問題など色々不安に感じます。 市としても色々大変でしょうが、まずは日本人ファーストで考えて頂きたいです。 その上で、外国人の割合の基準、外国人からの要求に対する基準等、慎重に考慮して頂きたいです。	このたびは、公園の利用に関し、ご不安やお気づきの点をお寄せいただき、誠にありがとうございます。近隣にお住まいの皆様が抱かれる、日々の生活環境や治安に対する切実なご懸念を、市として重く受け止めております。 今回の利用許可につきましては、西尾市都市公園条例に基づき、公園管理者として適正に審査を行った結果です。 許可の判断に至った主な理由は、提出された申請内容が平穏な礼拝であり、早朝かつ短時間という限定的な利用形態であること、また、周辺環境に配慮された適正な規模であることから、同条例が定める「公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない」という要件を十分に満たしていること確認できたためです。特定の団体であることを理由に一律で利用を制限することは、行政としての公平性の観点から慎重を期すべきものと考えております。 公園の利用にあたりましては、市民の皆様様の生活環境や治安へのご懸念を重く受け止めております。市といたしましては、今回の利用前から主催者へルール遵守を強く指導するとともに、当日の現地調査をまいりました。その結果、騒音、ゴミ、駐車状況等の法令やルールに違反する事実は確認されていません。 また、本年3月21日に開催されたイベントの映像につきましても、市として内容を確認いたしました。動画の一部等で不安を感じられるお声があることは承知しておりますが、当日現地で実施した調査におきましては、動画の一部に見受けられるような大音量の音響等は確認されていません。 他自治体の事例につきましては、それぞれの公園の規模や周辺環境等の条件が異なるため、本市の事例と単純に比較できるものではないと存じます。市としては、あくまで西尾市都市公園条例に基づき、個別の事案ごとに実情を精査して判断しております。 また、外国人住民の増加に伴う地域社会への影響や、治安、生活環境に関するご不安のお声があることは重く受け止めております。市といたしましては多文化共生推進のため、様々な取組を実施しているところですが、今後も市民の皆さまのご意見をふまえ、地域の実情に合わせた取組を検討してまいります。人口構成の変化が地域の平穏に影響を及ぼすことのないよう、市民の皆さまが安全・安心に暮らせる環境づくりに、より一層注力してまいります。	公園緑地課 地域つながり課	住まい・まちづくり
29	6月5日	外国人対応について	ネットニュースにて特定の宗教に対する集団の宗教活動を市が許可したというニュースを見ました。以前より外国人の方の受け入れに積極的な市の姿勢を感じていました。 しかし昨今の多文化共生という名のもとに、十分な受け入れ状況が整っていると言えない状況での過剰な受け入れに危険を感じます。 他県では過剰な外国人の受け入れにより日本人の園児が保育園に入れない。 給食に対する配慮を要求。 ゴミの分別ができない。 自治体のルールを守らない。 共有スペースを私物化する。 全国的な問題としても医療費の未払い。 保険料の未払い。税金の未払いなど多岐にわたります。 そして日本語が分からない。 その一言で有耶無耶になっていることも多いです。 最近では避難所の食事が宗教上の理由で食べられない。といった声をあげる外国の方もいます。 異国の文化を理解した上で、どのような対応するかなどは市としては理解されていらっしゃるのでしょうか。 以前ある議員さんと直接お話をすることがあり、現在の医療について、特に未払いについては病院の存続に関わるということも踏まえた上でお話をさせていただいたこともあります。 西尾市として今の世界の情勢や、過剰な受け入れによる他国の状況を把握した上での慎重な対応を考えていただきたいと思います。 日本人として、のどかで平和な西尾市を好きな一市民として、共生を目指すのであればより具体的な条例や制度を整えた上での推進をお願いしたいと思います。	市が推進しております「多文化共生」は、言語や文化の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に生きていくことを目的としています。これは特定の集団を優遇するものではなく、日本人・外国人を問わず、すべての住民がルールを守り、安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。 ご指摘いただいた保育園の入所や給食等のサービス提供につきましては、現行の法律および市の規定に基づき、公平・公正に運用しております。特定の団体に対する過剰な配慮や、住民の皆様に不利益が生じるような優先的な対応を行うことはございません。 市民の皆様が感じておられる不安につきましては、真摯に受け止めております。外国人住民の増加に伴う地域の課題につきましては、情報の周知徹底や、地域社会のルール(ゴミ出し、騒音対策、公共施設利用など)を習得していただくための啓発活動を一層強化してまいります。 市といたしましては、今後もすべての市民が安全かつ安心して暮らせるよう、適正な行政運営に努めてまいります。	地域つながり課	住まい・まちづくり
	6月8日	ムスリムへの対応について	西尾市がムスリムへの公園使用を許可したとのニュースを拝見し愕然としました。外国人による治安悪化が社会現象となっている中でこのような事があれば特に厄介なムスリムが西尾市に集まってくるのではないのでしょうか。他県の自治体の例を見ても彼らが日本のルールに従い続けるとは考え難いです。毎日のように外国人による窃盗等の犯罪がニュースになっているのに認識が甘すぎませんか？自分は单身なので今後も西尾市が外国人に対して甘やかすような対応を続けるのであれば近隣の市への転居も検討しなければなりません。同じように感じる市民は他にもいると思いますので長期的な目線で外国人に対する対応は考えて頂きたいです。善良な外国人がいる事も理解しますがムスリムに対して嫌悪感を抱く市民は多いと思います。全国に誇れる西尾市であり続けられるよう外国人をつつ上からせるような対応は控えてほしい。	このたびは、公園の利用に関し、ご不安やお気づきの点をお寄せいただき、誠にありがとうございます。近隣にお住まいの皆様や、西尾市に愛着をお持ちの方々方が抱かれる、日々の生活環境や将来の治安に対する切実なご懸念を、市として重く受け止めております。 今回の利用許可につきましては、西尾市都市公園条例に基づき、公園管理者として適正に審査を行った結果です。 許可の判断に至った主な理由は、提出された申請内容が平穏な礼拝であり、早朝かつ短時間という限定的な利用形態であること、また、周辺環境に十分配慮された適正な規模であることから、同条例が定める「公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない」という要件を十分に満たしていること確認できたためです。特定の団体であることを理由に一律で利用を制限することは、行政としての公平性の観点から慎重を期すべきものと考えております。	公園緑地課 地域つながり課	住まい・まちづくり

令和8年4月～令和8年6月

整理 番号	受付日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
30				公園の利用にあたりましては、治安面での影響や今後の地域環境を懸念されるお声があることを深く認識しております。市といたしましては、今回の利用前から主催者に対してルール遵守を強く指導するとともに、当日の現地調査を徹底してまいりました。その結果、騒音、ゴミ、駐車状況等の法令やルールに違反する事実は確認されておりません。 市が推進しております「多文化共生」は、言語や文化の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に生きていくことを目的としています。これは特定の集団を優遇するものではなく、日本人・外国人を問わず、すべての住民がルールを守り、安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。 外国人住民の増加に伴う地域の課題につきましては、情報の周知徹底や、地域社会のルールを習得していただくための啓発活動を一層強化し、市といたしましては、今後もすべての市民が安全かつ安心して暮らせるよう、適正な行政運営に努めてまいります。		
31	6月8日	ムスリムの集団礼拝について	3月に矢作川河川敷で行われたムスリム集団礼拝についてですがネット上でニュースになってから市民は知りました。 市側は違法性がないから許可をしたとありますが、市民感情は一切考慮されなかったことが悲しいです。 そして西尾市自体の評判も下がって西尾市の価値も下がったと思います。 もともと外国人が多い土地なので安全面から子育てにも不安があります。 日本人としての一般論です。 「安全で子育てしやすい街」はもう掲げない方がいいです。 小学校でも外国人生徒は「雨だから休む」「寒いから休む」「親が仕事で赤ちゃんを見る人がいないから休む」というふうに日本人とは考えが違います。 学校の先生も大変だと思います。 日本人を大切にする市政をすることで日本人は住んでくれて人口が増えると思います。外国人が増えることには懸念材料しかありません。	ご指摘いただいた、矢作川河川敷の集団礼拝につきましては、現行の法律および市の規定に基づき、公平・公正に運用しております。特定の団体に対する過剰な配慮や、住民の皆様に不利益が生じようとする優先的な対応を行うことはございません。 市が推進しております「多文化共生」は、言語や文化の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の一員として共に生きていくことを目的としています。これは特定の集団を優遇するものではなく、日本人・外国人を問わず、すべての住民がルールを守り、安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。 外国人住民の増加に伴う地域の課題につきましては、情報の周知徹底や、地域社会のルールを習得していただくための啓発活動を一層強化し、市といたしましては、今後もすべての市民が安全かつ安心して暮らせるよう、適正な行政運営に努めてまいります。	地域つながり課	住まい・まちづくり
32	6月15日	スポーツ施設の整備	西尾市に陸上競技場やスポーツ専用施設を整備してほしいです。現在、西尾市には総合グラウンドや体育館がありますが、本格的な陸上競技やサッカーなどを行うための専用施設は十分ではありません。 私は高校時代にサッカーに取り組んでいましたが、近隣市と比べて練習や大会を行える環境が限られていると感じました。専用施設が整備されれば、学生がより良い環境でスポーツに打ち込めるだけでなく、市外から大会やイベントを誘致することもでき、地域の活性化にもつながると思います。スポーツを通じて子どもたちの成長や市民の健康づくりを支えるためにも、陸上競技場やスポーツ専用施設の整備を検討していただきたいです。	このたびは、陸上競技場やサッカー場に関するご意見をいただき、ありがとうございます。 陸上競技場やサッカー場の整備につきましては、令和5年に策定しました「西尾市スポーツまちづくりビジョン2040」において、令和11年度から16年度の間に、サッカーを行うことができる陸上競技場を整備していく計画としております。 ●●様のご意見にありましたように、当該施設を整備することで子どもたちの育成環境の向上や、市外からの大会・イベント誘致による地域の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。 今後ともより良い施設整備に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。	スポーツ振興課	文化・スポーツ
33	6月15日	パスポート申請について	今日、パスポートの申請にきました。 窓口16:00を1～2分過ぎていただけですが、申請を受け付けてもらえませんでした。 閉庁時間をもう少し考えて下さい。	この度は、パスポート申請の件でご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。 午後4時前に入庁された方は、本来であれば申請をお受けするところ、職員の認識不足により●●様の申請をお断りしてしまいました。 今回の件を受け、早速市民課内で情報共有を行い、同様のことが起こらないよう認識を統一させていただきました。 今後はより一層、丁寧な対応に努めてまいります。 また、開庁時間の短縮は、職員の働き方改革や業務の進め方を見直す業務改革の一環として取り組んでいるものであり、現在のところ開庁時間を変更することは考えておりませんが、午後4時までに来庁された方については、手続きが完了するまで柔軟に対応するよう再度、職員に周知徹底してまいります。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。	市民課 人事課	手続き・届出・税

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
34	6月17日	西尾マラソン設営	2026年の西尾マラソンに参加しました。スタートブロックはGでしたが、当日ランナーがエリアに入りきれず、歩道で待機したりエリア外の道路で待機したりする状況になっていました。設営として問題があると思います。その事実を把握し、今回の設営に対して問題提起がなされ、改善ポイントに入っているのでしょうか。後方のスタートブロックは普段マラソンをしない市民や近隣市のランナーが多いので、不満や不信感を持たれるのは好ましくないとします。	日頃より、にしおマラソンにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、先日は第4回大会にご参加いただき、重ねて御礼申し上げます。 この度は、スタート時のエリア内の混雑状況につきまして、貴重なご指摘をいただきありがとうございます。本来であれば、全てのランナーの皆様が安心してスタートラインに並べる環境を整えるべきところ、ご不便とご不安なおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。 ●●様からご指摘いただいた「後方ブロックにおいて、エリアに入りきれず待機場所が確保されていない」という現場の状況については、大会事務局としても把握しており、次回大会の改善事項として、受託事業者にも共有しました。大会事務局としては「スタートブロックの配置と運用ルールの再検証」、「待機エリアの収容人数の見直し」及び「混雑時の安全管理体制の再構築」等の調整を行い、参加いただくランナーの皆様に「参加して良かった」と思っていただけの運営を目指してまいります。	スポーツ振興課	文化・スポーツ
35	6月19日	米作り体験について	西尾市にご尽力ありがとうございます。 米農家が減るばかりでこれからの西尾市も第1次産業を繋いでいかなないと輸入ばかりに頼れない時代になります。そこで学校でお茶摘み体験があるように米作りも学校の教育の一貫として体験授業にできないでしょうか。 自分達が食べているお米を自分達で作る、こういう体験教育が必要ではないでしょうか。前向きに考えて頂くようお願い致します。	西尾市では、主に小学校5年生の社会科や総合的な学習の時間において、米作りの学習を実施しております。JA西三河様や生産者の皆様のご協力のもと、田植えや稲刈りの体験学習や調べ学習を通じて、生産者の方の想いややりがい、米作りの大変さやお米の大切さを学んでいる小学校が多数ございます。 なお、体験学習の内容は各学校の裁量となっており、米作り以外にも地域に根差した産業を取り扱っている学校があります。今後も、西尾の子供たちの教育活動・体験学習を積極的に推進してまいります	学校教育課	教育
36	6月22日	西尾市の小学校事務員の給食費の横領について	中日新聞で「愛知県西尾市の小学校事務員、給食費1793万円横領 学校口座から現金引き出した際などに」この記事を見ました。とても残念で悲し気持ちになりました。 市民の声でも給食費無償化の願いがありましたが、いつでも市の回答は「できない」の一点張りでした。その結果が今回のような事態へなったのでしょうか。そもそも、西尾市は給食費無償化を真剣に考えているのでしょうか。 中村市長、そろそろ重い腰を上げる時が来たのではないのでしょうか。 子供達の未来、西尾市の未来のために2027年度以降も給食費無償化になるようにお願いします。	日頃から教育行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。 今回の学校事務職員の行為は、教育委員会に対する信頼を著しく損なう重大な事案であり、保護者、児童生徒の皆様をはじめ、市民の皆様には多大なご心配とご迷惑おかけしましたことを深くお詫び申し上げます。 再発防止の検討を進め皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。 学校給食費の無償化につきましては、令和8年度から小学校給食について国・県による財政支援及び財政支援で賄いきれない給食食材費の物価高騰分を国の重点支援地方交付金を活用して実施しております。 学校給食費の無償化は、国の重要課題の一つである少子化対策に通じるものであり、また、市が独自に取り組むには財政負担が課題となるため、国が行うことが適切と考えています。 そのため、小学校給食について、国が責任をもって完全無償化となるよう財政措置を講じること、中学校給食についても、国において早急に無償化の時期を示すとともに無償化に伴う財政措置を講じるよう引き続き働きかけてまいります。	教育庶務課	教育
37	6月22日	2026年6月13日に中日新聞の記事	2026年6月13日中日新聞記事の多国籍社会欄の内容に間違いはないのか。苦情189件大半が政教分離違反の問い合わせとあるがヘイトスピーチの方が多いいのでは。以前千葉県市川市でこれに似た事案あり。大半とは100件を超える意見とみてよいのか。	2026年6月13日に中日新聞の記事に掲載された問合せの内容は、市に寄せられた多くの意見の要旨をまとめたものであり、事実と異なるものではございません。 「189件の意見」につきましては、ご指摘のとおり「政教分離の原則に抵触するのではないか」という懸念のほか、「許可を出すのをやめてほしい」など、市への批判的な声が大半を占めております。 市といたしましては、今後も公園が利用者の皆様にとって安全で快適な憩いの場となるよう、公平かつ中立的な管理運営に努めてまいります。	公園緑地課	住まい・まちづくり
	6月24日	不審なポスティング	日頃より市政運営にご尽力いただき、ありがとうございます。 不審なポスティングについてお伝えしたく、投稿いたします。 昨日（●月●日）、自宅の郵便受けに差出人不明のビラが投函されていました。 ビラの表題は「西尾市の皆さんへ 公共の場での集団礼拝について」とされており、内容は特定の民族・宗教を危険視することで、民族差別や排外主義を煽るものとなっています。 裏面には大村知事の風刺画のようなイラストとともに、「大村知事は ムスリムへの過剰な誘致!?」という煽り文句が記載され、知事の政策を批判する内容になっています。 このビラの問題点として、以下の点を懸念しています。 1. 特定の民族・宗教を危険視し、民族差別や排外主義を煽る内容であること。 2. ビラの配布主体が明らかにされていないこと。	日頃より、本市の市政運営に多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、この度は、市内で配布されたビラについて詳細な情報をお寄せいただき、重ねて御礼申し上げます。 ご提示いただきました内容につきまして、拝読いたしました。 特定の民族や宗教を危険視し、差別や排外主義を助長するような内容のビラが投函されたことに対し、●●様が抱かれたご懸念やご不安はもっともなことと存じます。 本市におきましても、市民の皆様が互いの人権や文化を尊重し合い、誰もが安心して暮らせる「多文化共生社会」の実現を目指しております。特定の集団を排除したり、不当な差別を煽ったりするような行為は、人権尊重の理念に反するものであり、決してあってはならないことと考えております。 「多文化共生の取り組みを推し進めてほしい」という心温まる激励のお言葉、心より感謝申し上げます。	地域つながり課	住まい・まちづくり

令和8年4月～令和8年6月

整理番号	受付日	事項または題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
38			3. 差出人不明であるにもかかわらず、紙質・印刷ともに上質で、ポスティング要員の確保も含め、相当の費用がかかけられていると推察されること。市内の個人ではなく、より大きな団体によるものではないかと感じています。 このようなビラが市内で配布されたことや、新聞報道などにより、市には嫌がらせめいたメールや電話が寄せられているかもしれませんが、どうか負けないでください。 西尾市の多文化共生の取り組みを、これからも推し進めていただきたいと思います。 応援しています。	市民の皆様からのこうした支えは、私どもにとって何よりの励みとなります。これからも、市民の皆様が誇りを持って暮らせる西尾市を目指し、職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。		
39	6月25日	ナイトプールをつくってほしい	一色町の市役所あとのプールをナイトプールにしてほしい蒲郡のラグナシアみたいに子供たちがおそくまであそべてみんなあつまれるばしょにしてほしい。	このたびは、スポーツ施設の整備に関してご意見をいただきありがとうございます。ありがとうございました。 一色町で整備を予定しているプールは、令和8年3月に策定した「西尾市屋内温水プール整備基本計画」に基づき、令和12年度当初の開業を目指し事業を進めております。新たなプールは、25メートルコース6レーンと歩行専用コース1レーンの合計7レーンを備えた屋内温水プールとする計画であり、ラグナシアのようなレジャープールとは規模や性質が異なります。 従いまして、●●様のご意見を施設整備に反映することはできかねますが、新たなプールで行う各種プログラムや営業時間など運営に関することは現時点で決定しておりませんので、今後の検討の際に、ご要望の一つとして参考にさせていただきます。 なお、冒頭で申し上げました「西尾市屋内温水プール整備基本計画」は、西尾市のホームページで公開しておりますので、ぜひご覧ください。	スポーツ振興課	文化・スポーツ